

地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業 調査結果の取りまとめ 概要

【令和2年度 文部科学省委託調査】

1. 事業概要・調査自治体数・調査施設数

幼児教育・保育の無償化の対象となっていないものの、地域にとって重要な役割を果たす無認可の幼児施設を利用する子供の保護者等に支援を実施している自治体に対し、支援の方策に関して調査を委託。（調査実施自治体数：22自治体 調査対象施設数：44施設）

2. 施設を利用する子供の保護者の意識調査の結果

- 保護者のほとんどが、**特色ある活動を理由に施設を選択**。また、周辺の**認可施設と比較しても、現在の施設の方が気に入って入所した保護者が多い**。
- 施設の利用料については、半数弱が妥当、半数は高いと感じている。自治体からの支援の水準については、十分とは感じていない保護者の割合が半数強**。一方、**現在の負担でも通わせるに値すると感じている保護者が6割**、施設全般や安全管理への評価も高い。

3. 施設調査の結果

- 開所年数が30年以上の施設が半数。
- 施設の規模としては、3～5歳児が30人未満の施設が75%**、90人以上受け入れている施設もある。施設に在籍している子供のうち、幼保無償化の対象となっていない子供しかいない施設が半数強。一方、5割以上が無償化対象の子供である施設もある。
- 集団活動に従事する者のうち幼稚園教諭、保育士、看護師のいずれかの資格を有している者の割合が75%以上である施設が半数以上。
- 利用料（月額）について、約半数の施設で25,700円（幼保無償化における私立幼稚園の給付額の上限）以上を徴収している一方、10,000円以上20,000円未満、10,000円未満の施設も一定数存在する。**
- 調査対象施設の**多くが認可施設への移行計画がなく**、その理由としては、施設の特色ある活動の制限への懸念や法人格の取得や園舎等の基準を満たすことが困難であるといった意見があった。

4. 自治体への調査の結果

- 施設の基準については、**国による一律の基準を定めることに加え、地方の裁量で基準を変更可能にすべき**といった意見があり、基準の内容については、**認可外保育施設の基準をベースに、教育週数・時間の基準や幼稚園教諭の追加や施設・設備の基準の緩和**といった意見があった。
- 自治体の支援の形態としては、**運営費支援を行っている自治体より利用料支援を行っている自治体が多く、利用料支援の金額（月額）としては、5,000円未満の自治体が約7割**である一方で、25,700円の支援を行っている自治体もあった。
- 指導・監査については、幼保無償化対象施設と同様の指導・監査が必要であるといった意見や、既存の指導・監査の仕組みと連携した実施が求められるといった意見があった。
- 市町村子ども・子育て支援事業計画への位置づけについては、調査対象施設は多くの自治体で計画には位置づけられておらず、今後の検討課題となっている。